

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和元年11月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和元年11月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,321万人であり、前年同月に比べて、10万人（0.2%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,408,228	40,546,375	24,999,561	15,546,814	314,673
船員以外	2,403,949	40,493,420	24,946,606	15,546,814	314,550
一般男子	-	24,946,109	24,946,109	-	356,946
女子	-	15,546,814	-	15,546,814	246,522
坑内員	-	497	497	-	364,660
(再掲)短時間労働者	36,483	464,715	129,398	335,317	146,542
船員	4,279	52,955	52,955	-	408,271
国民年金	-	22,659,435	7,594,290	15,065,145	-
第1号	-	14,192,006	7,414,012	6,777,994	-
任意加入	-	189,983	67,077	122,906	-
第3号	-	8,277,446	113,201	8,164,245	-
合計	-	63,205,810	32,593,851	30,611,959	-

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

### (2) 給付状況

- 令和元年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,473万人であり、前年同月に比べて、15万人（0.3%）減少している。

注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	35,394,971	15,424,153	13,926,563	447,431	5,576,144	20,680
旧共済組合を除く	35,024,953	15,204,299	13,858,480	444,647	5,497,371	20,156
旧法	942,251	335,088	258,044	32,534	296,864	19,721
新法	34,061,702	14,861,703	13,599,326	411,073	5,189,600	-
(再掲)基礎あり	25,973,693	13,624,358	12,000,491	280,545	68,299	-
基礎または定額あり	25,748,416	13,715,746	12,032,670	-	-	-
基礎繰上げあり	1,968,768	567,313	1,401,455	-	-	-
基礎繰上げなし	23,779,648	13,148,433	10,631,215	-	-	-
基礎及び定額なし	2,712,613	1,145,957	1,566,656	-	-	-
船員保険(旧法)	21,000	7,508	1,110	1,040	10,907	435
旧共済組合計	370,018	219,854	68,083	2,784	78,773	524
旧法	104,341	76,455	2,470	1,102	23,790	524
新法	265,677	143,399	65,613	1,682	54,983	-
(再掲)基礎あり	206,021	142,216	62,394	1,407	4	-
国民年金計	35,518,920	32,509,143	937,520	1,981,942	90,315	-
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	7,865,267	5,751,019	460,515	1,622,514	31,219	-
旧法拠出制	875,492	474,856	350,798	40,865	8,973	-
新法基礎年金	34,643,428	32,034,287	586,722	1,941,077	81,342	-
(再掲)基礎のみ	8,068,915	6,303,927	110,686	1,625,669	28,633	-
(再掲)基礎のみ共済なし	6,989,775	5,276,163	109,717	1,581,649	22,246	-
福祉年金	33	33	-	-	-	-
合計	44,734,210	34,166,755	2,801,198	2,147,421	5,598,156	20,680

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和元年11月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆4千億円であり、前年同月に比べて、2千億円（0.4%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,585,169	17,308,938	2,443,136	311,778	5,515,720	5,597
旧共済組合を除く	25,147,945	16,980,737	2,427,635	309,158	5,424,943	5,472
旧法	984,124	536,517	97,081	38,142	307,025	5,359
新法	24,121,484	16,422,513	2,330,171	268,813	5,099,986	・
(別掲)基礎年金	17,661,578	9,600,529	7,755,928	239,147	65,974	・
船員保険(旧法)	42,337	21,706	383	2,203	17,932	114
旧共済組合計	437,224	328,201	15,501	2,620	90,777	125
旧法	193,405	162,718	1,172	1,583	27,808	125
新法	243,820	165,484	14,329	1,038	62,969	・
(別掲)基礎年金	152,717	105,822	45,725	1,166	4	・
国民年金計	23,858,237	21,839,354	214,967	1,713,646	90,270	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	5,044,717	3,503,676	105,048	1,408,921	27,072	・
旧法抛出处	354,350	233,999	80,431	35,876	4,044	・
新法基礎年金	23,503,887	21,605,356	134,536	1,677,770	86,225	・
(再掲)基礎のみ	5,486,698	4,021,415	24,858	1,410,427	29,998	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,690,367	3,269,678	24,617	1,373,045	23,028	・
福祉年金	13	13	・	・	・	・
合 計	49,443,419	39,148,305	2,658,103	2,025,424	5,605,989	5,597

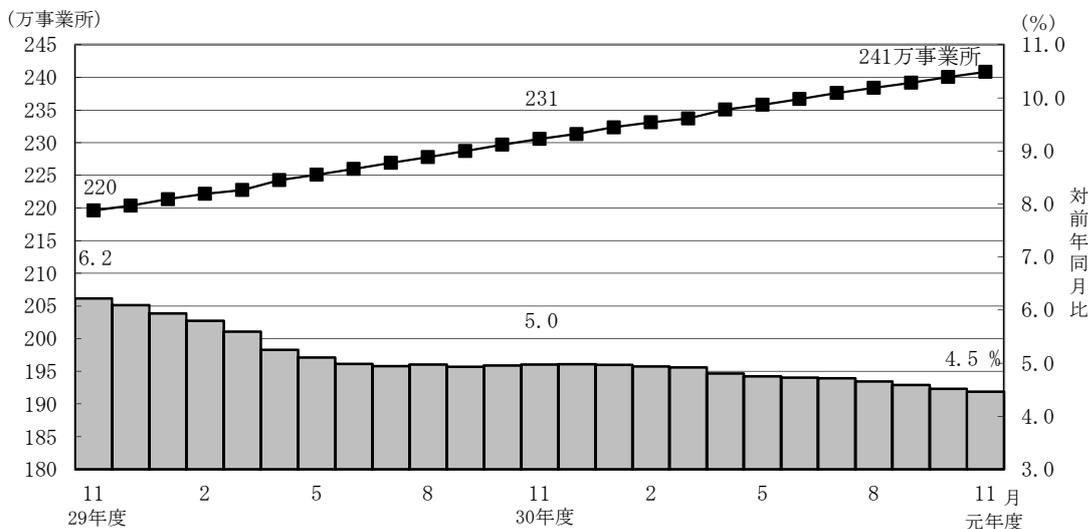
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

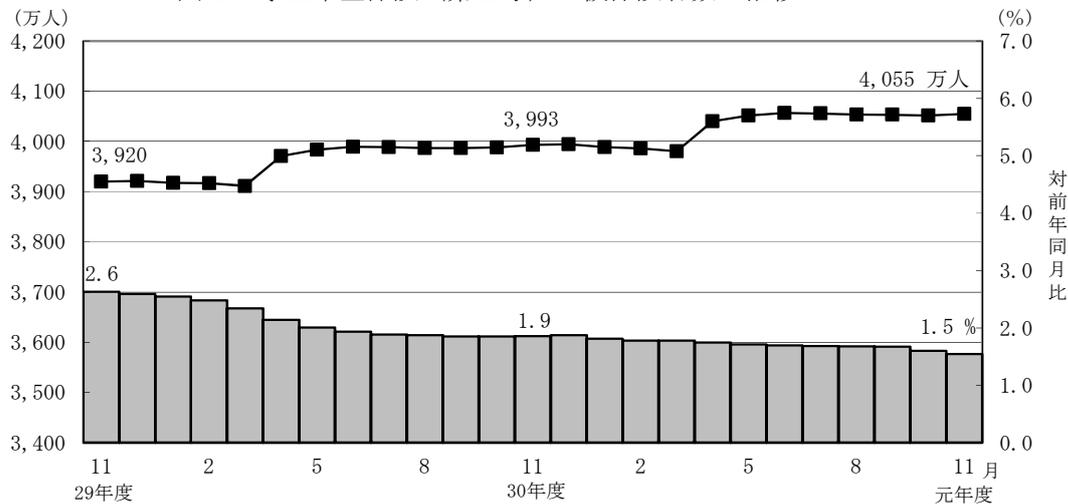
○ 令和元年11月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は241万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所（4.5%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



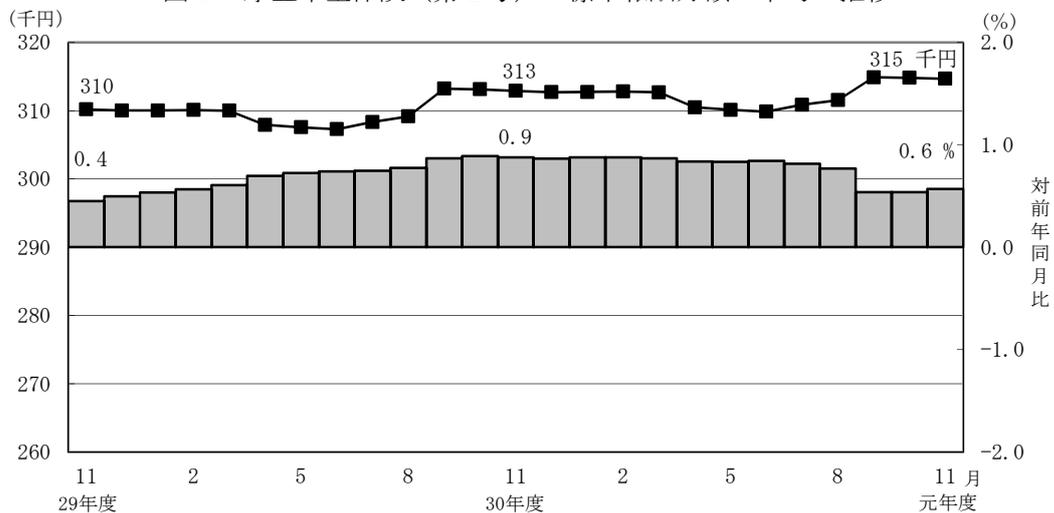
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,055万人となっており、前年同月に比べて62万人（1.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,495万人（対前年同月比22万人、0.9%増）、女子が1,555万人（対前年同月比40万人、2.6%増）、坑内員が5百人（対前年同月比47人、8.6%減）、船員が5万人（対前年同月比16人、0.0%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万4,673円となっており前年同月に比べて0.6%増加している。内訳をみると、一般男子は35万6,946円（対前年同月比0.5%増）、女子は24万6,522円（対前年同月比1.1%増）、坑内員は36万4,660円（対前年同月比2.9%増）、船員が40万8,271円（対前年同月比1.2%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

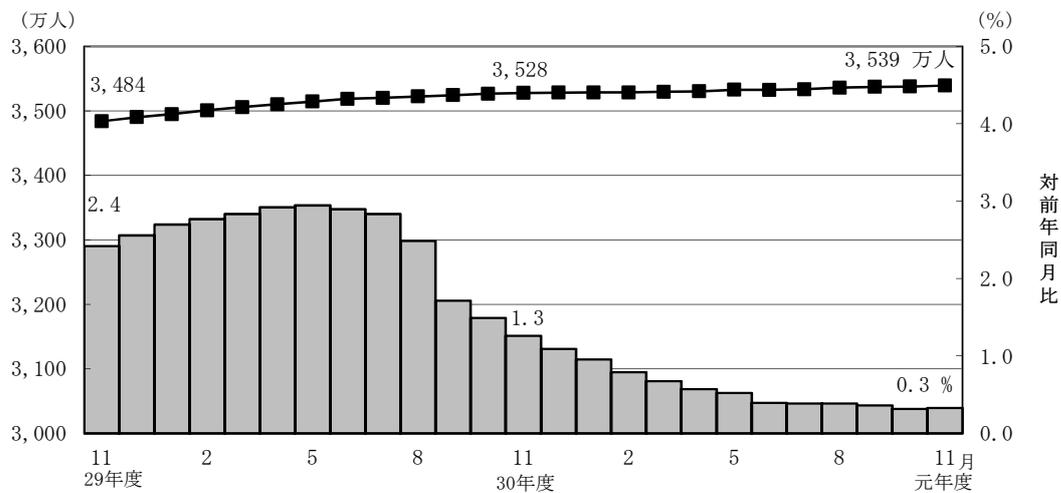


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は4万事業所、賞与支給被保険者数は69万人、標準賞与額の前平均は33万6,884円となっている。

## (2) 給付状況

- 令和元年11月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,539万人（旧法厚年分94万人、新法厚年分3,406万人、旧法船保分2万人、旧共済分37万人）で、前年同月に比べて12万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,935万人（旧法厚年分59万人、新法厚年分2,846万人、旧法船保分9千人、旧共済分29万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は45万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分41万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて1万人（3.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は560万人（旧法厚年分32万人、新法厚年分519万人、旧法船保分1万人、旧共済分8万人）で、前年同月に比べて7万人（1.2%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和元年11月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万5,958円となっている。

- 令和元年11月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は21万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年 6月	42,313	27,191	15,122	26,590,555	23,669,927	2,920,628	52,369	72,542	16,095
7月	41,328	26,290	15,038	25,593,896	22,719,220	2,874,675	51,607	72,015	15,930
8月	40,985	25,822	15,163	25,306,833	22,406,788	2,900,045	51,455	72,312	15,938
9月	40,096	25,290	14,806	24,959,350	22,127,655	2,831,695	51,874	72,913	15,938
10月	38,040	23,695	14,345	23,513,559	20,768,014	2,745,545	51,511	73,039	15,949
11月	36,195	22,160	14,035	21,992,142	19,312,750	2,679,392	50,633	72,626	15,909

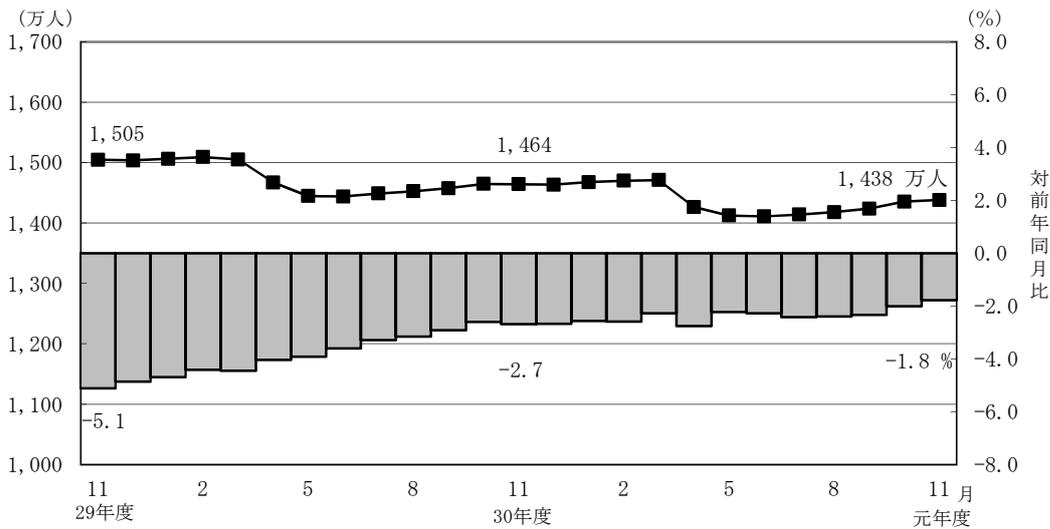
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年 6月	236,427	228,114	8,313	31,381,416	30,633,719	747,696	11,061	11,191	7,495
7月	235,692	227,617	8,075	31,357,751	30,626,442	731,309	11,087	11,213	7,547
8月	229,843	221,925	7,918	30,506,415	29,791,378	715,036	11,061	11,187	7,525
9月	222,929	215,397	7,532	29,762,798	29,073,875	688,923	11,126	11,248	7,622
10月	218,045	210,560	7,485	29,090,599	28,411,545	679,054	11,118	11,244	7,560
11月	212,364	204,740	7,624	28,261,961	27,575,370	686,591	11,090	11,224	7,505

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

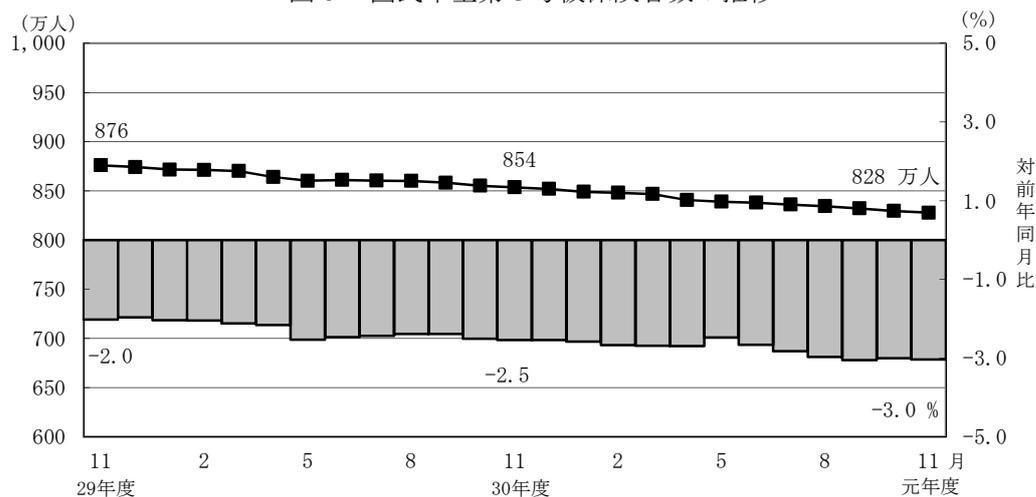
- 令和元年11月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,438万人となっており、前年同月に比べて26万人（1.8%）減少している。内訳をみると、男子は748万人（対前年同月比11万人、1.4%減）、女子は690万人（対前年同月比15万人、2.2%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は828万人となっており、前年同月に比べて26万人（3.0%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比2千人、2.0%増）、女子は816万人（対前年同月比26万人、3.1%減）となっている。

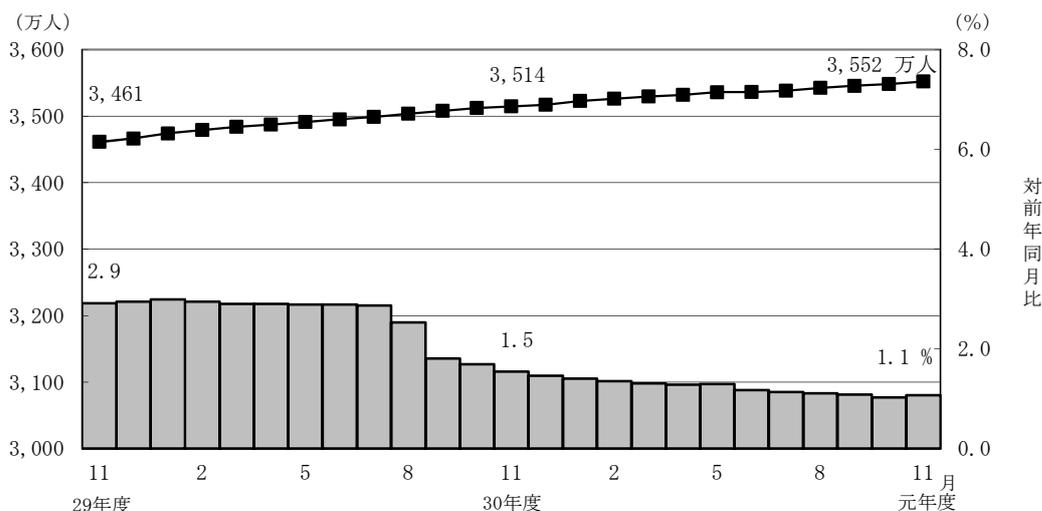
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 令和元年11月末の国民年金受給者数は3,552万人（旧法拠出制88万人、基礎年金3,464万人）で、前年同月に比べて38万人（1.1%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,345万人（旧法拠出制83万人、基礎年金3,262万人）で、前年同月に比べて34万人（1.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は198万人（旧法拠出制4万人、基礎年金194万人）で、前年同月に比べて3万人（1.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制9千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.4%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和元年11月末で5万5,983円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,949円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、11月は新規裁定者1万3千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は5.6%である。なお、平成30年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.6%となっている。